

岐共第213号
令和6年1月18日

共同募金会各支会・分会・共同募金委員会
事務局 長 様

社会福祉法人岐阜県共同募金会
事務局 長
<公 印 略>

「令和6年能登半島地震災害義援金（福井県被災者支援分）」の募集について

去る1月1日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により、福井県内の3市に災害救助法が適用されました。

この災害に伴い福井県共同募金会では、下記のとおり被災者への義援金募集を行うことになりましたので、お知らせいたしますとともに、貴会管内関係者等への周知並びに義援金の取扱いについてご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 名 称 「令和6年能登半島地震災害義援金（福井県被災者支援分）」
2. 義援金募集期間 令和6年1月16日（火）～令和6年3月29日（金）
（今回の募集活動は、義援金のみを取り扱います。）

3. 義援金の受入

(1) 義援金受入口座

金融機関名・店名	種目・口座番号	口座名義
福井銀行 学園出張所	普通・6033870	社会福祉法人福井県共同募金会
ゆうちょ銀行	00140-8-732060	

※福井銀行本支店の窓口、ATM、インターネットバンキングからの振込手数料は無料。

4. 支会・分会・共同募金委員会にご協力いただきたいこと

- (1) 貴会管内関係者等への広報・周知
- (2) 貴会受入口座への入金や貴会に直接義援金が寄せられた場合等の対応
 - ①受け入れた義援金は適宜岐阜県共同募金会に送金されたいこと。

なお、必ず上記2の募集期間内に送金していただきますようお願いいたします。

【送金先口座】

金融機関 十六銀行 県庁支店

預金種目 普通預金

口座番号 297326

口座名義 社会福祉法人岐阜県共同募金会 災害

- ②受け入れた義援金について、寄付者に対し原則として貴会名義の領収書を発行されたいこと。
- ③義援金受付名簿は、必要事項を記入のうえ、義援金を本会へ送金される都度、提出されたいこと。

5. 義援金の税制上の取扱い

本義援金は、税制上の優遇措置が認められる寄付金に該当いたします。この優遇措置を受けるためには以下のいずれかの書類が必要となります。

- ① 福井県共同募金会が発行する領収書
領収書を希望する場合は、上記4 (2) ③の義援金受付名簿の「税控除用領収書希望」欄に○印を記入してください。
- ② 金融機関の振込金受領証及び別紙「令和6年能登半島地震災害義援金(福井県被災者支援分)」募集要綱

6. 義援金の配分

寄せられた義援金は、関係団体等で構成される福井県義援金配分委員会で配分を決定し、被災市町村を通じて被災者へ配分する。